

## 申請枠区分

活動支援枠

## 申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

## 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

### ■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

団体代表者 役職・氏名

会長 高橋潤

分類

法人番号

1010405012885

団体コード

申請団体の住所

京都市伏見区深草越後屋敷町40-1ソレイユ墨染1F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

## 2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

## 3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
公益財団法人みらいファンド沖縄	小阪亘	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要  
任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名(主)	地域の声を聞き、最適な案件形成を実現する伴走支援事業	
	事業名(副)		
	団体名	休眠預金活用プロジェクト・デザイン研修コンソーシアム	コンソーシアムの有無
支援対象区分	①資金支援の担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	D社会的インパクト評価		
支援内容分野3			
支援内容分野4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
①	経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
②	日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
③	社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
④	その他
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
④	働くことが困難な人への支援
⑤	孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
⑥	女性の経済的自立への支援
⑦	その他
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
⑦	地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
⑧	安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
⑨	その他
その他の解決すべき社会の課題	それぞれの地域の特性から生まれる新しい課題、認知され行政が制度支援が行われているが、既存の仕組みでは対応できない課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	地域課題における多様な形態の経済的困難に対して、その課題構造を把握し解決への仕組み構築を目指す事業である
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	経済的困難や家庭内の課題、子ども本人の特質等によって妨げられる教育や体験の機会を提供する仕組み提供を進める事業
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	現存する女性差別や蔑視に対し、地域コミュニティへの積極的参加を促す地域コミュニティ創生の事業である
11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	安全かつ快適な地域コミュニティを生み出す事業である
11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	防災後への準備ではなく、防ぐ、減らすための地域づくりへの事業である

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	194/200字
当コンソーシアムは、全国の地域に根ざした健全な資金循環を担う助成財団を育成するために組成されました。幹事法人の全国のコミュニティ財団は、全国のコミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的として設立をした全国組織。構成は沖縄、長野、宮城それぞれで実績豊富な財団として、地域の休眠預金等活用におけるです。	
(2) 団体の主な活動	119/200字
コンソーシアム構成団体は全国各地のコミュニティにおける資金循環と伴走支援の経験が豊富で、かつ、効果的な地域課題の抽出、表現、解決への仕組みづくりへの得意なノウハウを持ち、地域の課題を見える化し解決への仕組みを醸成する案件形成実績している。	

II. 事業概要

契約締結日

採択後の契約時に用いる欄です。

実施時期	(開始)	2026/2/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	全国
事業概要	<p>この事業は地域に根ざし、地域特化型の資金仲介組織&amp;休眠制度上の【資金分配団体を旨とする組織に向けた育成事業】で、JANPIAの示す助成事業における各段階のうち、本事業では特に「案件形成」から適切な助成事業の企画の能力獲得を目指しています。当方が考える助成事業の実施に際しては、プログラム・オフィサー（以下、PO）とプログラム・ディレクター（以下、PD）の業務分担をする事業形態、並びに単に資金を仲介するだけではなく「コミュニティリーダーシップ」を発揮する組織を目指し、POの上位職たる「PD育成」を重視しております。</p> <p>地域課題には、地域の市民目線だからこそ見つけることができる困難や課題があり、それはJANPIAが掲げる「優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する」という原則における「地域の新しい課題」と「取り残された課題」にはかならない。</p> <p>事業は大きく3つで構成される。</p> <p>(1)案件形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 地域課題の発見</li> <li>&gt; 課題の構造分析（背景、推移、当事者・関係者、具体的な問題）</li> </ul> <p>(2)地域のマルチステークホルダーの課題共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 地域対象者へのインタビュー等による実際の課題の姿を把握</li> <li>&gt; 円卓会議の設定準備 or 調査結果を白書として作成</li> <li>&gt; 円卓会議の実施 or 白書の共有会の実施</li> <li>&gt; 課題解決のステークホルダーグループの組成</li> </ul> <p>(3) 助成事業の企画：事業デザインと成果へのシナリオ構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題解決への事業設計</li> <li>&gt; 課題の構造分析と課題解決のステークホルダーの組成から事業デザインをより具体的、より「効果的な案件組成＝適切で効果的な助成事業」へと昇華させる</li> <li>・ 事業設計を対象者、登場するステークホルダーを組み込み、ロジックモデルに表現し、PCMIによって検証する。</li> <li>・ 具体的な事業計画に落とし込み、実現可能でより効果的なアウトカムを生むシナリオへと進化させる。</li> </ul>					
801/800字						

III. 事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	999/1000字
<p>資金分配団体を旨とする組織向けの助成事業企画に関する必要なスキルやノウハウを体系的に学べるプログラムが日本にはまだ存在していません。多様な分野の既存の専門講座で学ぶ機会があるとしてもそれらを統合し、事業全体を方向づけるディレクター（PD）の育成は特に不足しています。</p> <p>特に、事業の企画立案と、資金提供や伴走支援のノウハウです。これは、休眠に事業提案をする前に、解決すべき地域の課題を明確にし、その構造を分析し、最適な事業を設計する能力を指します。この基盤がなければ、どんなに斬新かつアイキャッチな企画でも、地域に真の変化をもたらすことはできません。これは、羅針盤を持たずに新大陸を目指すようなものであり、地域の実態に合わない抽象的な事業になりがちです。</p> <p>JANPIAは「地域や分野によって多様な社会課題に配慮する」という原則に基づき、(A) 分野特化型と (B) 地域特化型という二つのアプローチを掲げています。</p> <p>(A) は、全国規模で課題に取り組み、支援の密着度が低くなりがちです。その結果、地域ごとの直接的なインパクトが捉えにくく、成果が抽象的になりやすいという課題があります。</p> <p>一方、(B) は、地域の文化、歴史、社会構造、産業特性、人間関係といったローカルな文脈を深く理解し、地域に根差した資源や人材を掘り起こすことを重視しています。全国一律の解決策では対応が難しい、地域固有の構造的な課題に対応するためには、このアプローチが不可欠です。更に、(B) は地域の社会課題の根本原因を正確に特定し、外部からの資金（休眠預金）を触媒として活用することができれば、地域内の各担い手の課題解決能力が向上し、持続可能なモデルを構築することが可能になります。これは、JANPIAが目指す「共助、連携による民間主導」の理念を具体的に実現するものです。</p> <p>しかし、地域課題の解決には、住民や課題当事者の生の声や、協働する組織の実態を羅針盤として、適切な事業を企画することが不可欠です。そうしなければ、焦点を欠いた凡庸な助成事業に終わり、成果も凡庸になります。私達は事業獲得前の資金的に困難な時期にあっても、地域に根差した資金仲介のリーダーシップを発揮するため、課題抽出・企画設計・現場との丁寧なコミュニケーション・成果の可視化を通じて、「地域特化型」モデルの深化のための人材養成を旨とする本事業の必要性を強く訴えます。</p>	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	380/400字
<p>民間の助成機関等が案件形成を行う領域は、行政課題となる前段階の課題であり、現時点では行政による具体的な取り組みは見受けられません。また、民間の助成機関向けの人材育成プログラムへの支援はなく、資金提供機関の一つとしての行政は、自組織のPOの力量形成にも関心をないと言って過言ではありません。</p> <p>特に、地域に特化した課題については、人口構成、産業構造、歴史や文化的背景などの特性によって、課題の表れ方や傾向、解決手法、担い手が異なります。そのような状況を背景に、特定地域の中間支援団体においては、NPO等の現場で直面している課題を把握しているケース、その解決の仕組みづくりや協力者の発掘といった伴走支援は極めて稀です。せいぜい事業プランの作成や発表会をゴールとしており、実際の事業実施に向けた資金調達や資金提供については、機能的に担う体制が整っていないのが現状です。</p>	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	322/400字
<p>話題になっている課題、マスコミの取り上げや行政支援や制度のある課題に対しての休眠預金活用は、国民生活の安定向上・社会福祉の増進など社会全体の福祉や安定を図る資金となるが、行政が対応困難な社会課題の解決への案件形成、案件組成のちからを育てることで、国や地方公共団体が対応することが難しい課題に対し、民間団体による公益活動を支援する、休眠預金の目的達成ができるようになります。私達は、休眠預金制度を活用した本企画においては、休眠預金制度の活用を視野に入れつつ、その基礎部分は一般の財源にも十分対応できる広範な知見であると考え、むしろその基礎に休眠預金事業の特性を織り込むことが、より日本社会における民間助成機関の人材育成の礎になると確信しています。</p>	

IV. 活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	①資金支援の担い手育成	(2)支援対象団体数	4～6
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	272/400字		
<p>活動地域：地域コミュニティを基盤とする助成財団、中間支援組織。具体的には県域からいくつかの市町村で構成される地域、文化、自然形態に共通項のある地域を基盤とする団体</p> <p>分野：地域社会の多様な諸課題にむけてその解決策を構築し、地域の多様なステークホルダーとともに解決に挑む団体。分野（テーマ）が特定であっても、地域課題の多様性に対応しようとしている組織。</p> <p>内容：資金分配団体を旨とする法人、助成事業の経験がある法人、助成事業の経験はないが、地域のNPOなど公共的活動へ中間支援を行っている法人/いずれにしても、資金仲介を組織として実施しようとする組織。</p>			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	219/400字		
<p>財団法人、社団法人、NPO法人等非常営利法人格を有し、助成事業を経験したことがある法人が望ましく、優先するが新設の組織も対象とする。</p> <p>専従職員が1名以上、事務所等活動拠点をもっている法人。</p> <p>助成財団として地域で信頼されるコンプライアンス・ガバナンス体制を保持している、あるいは、構築する強い意志がある法人。</p> <p>法人のリーダーのみが今回の活動支援を求めているのではなく、理事など役員のみならず、スタッフや関係者も賛同している状態にある組織。</p>			
(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	184/200字		
<p>地域の社会課題に関して、地域/市民視点で助成事業が企画され、外部からの資金（休眠預金）を触媒として活用することができれば、地域特性に合致し、案件形成により解決策を起案できる効果的な資金提供機関が育成されますので、地域社会が活用できる資金提供事業の質的拡充が果たされます。結果、地域内の各担い手の課題解決能力が向上し、持続可能なモデルを構築することが可能になります。</p>			

(5)-1 活動支援プログラムの目的 (短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的)						62/100字			
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
地域において適切な案件形成ができ、解決への適切な助成事業の企画ができることで、地域課題を解決する資金助成ができるようになる。		地域課題の案件形成、助成事業の企画提案ができる		できていない				地域課題の案件形成、助成事業の企画提案が採択を受けた団体全てにおいて提案書ができている。	

(5)-2 短期アウトカム (事業期間中に達成される目標)										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
01 自組織の現在位置が明確化できる		案件形成の道筋の理解		○	できていない				案件形成へのプロセスを理解できている。	
02 地域の課題を把握し、提示できる ・既存データの活用 ・自主的データの分析 ・ヒアリング、インタビュー		地域課題を抽出		○	できていない				できるようになる	
03 地域におけるマルチステークホルダーの課題共有ができる ・円卓会議の準備・開催 ・課題に係る調査レポート「白書」の制作、共有会の開催 ・課題解決にむけて連携、協働、協業が必要なステークホルダーとつながることができる		円卓会議の実施、もしくは白書の制作 円卓会議、並びに白書制作の重要性を理解し、当該課題のレポートの作成		○	できていない				できるようになる	
04 課題解決への事業設計がより精密で確実になる ・02の地域課題把握、03のマルチステークホルダーの課題共有、課題解決へのステークホルダー組成から、テーマを明確にし、解決するチーム組成が構想、描かれ、課題解決への多様なアプローチが構築できる。		より具体的な課題解決へのデザインができる		○	できていない				できるようになる	
05 案件形成力、組成力が生まれ、地域の目利き（見立て力）が生まれ、自分達に誇りが醸成される。 5-1 地域特有の課題、まだ小さな声でしかない困難を見つけ、地域で解決する仕組みを構築できるチカラを持つ。 5-2 コミュニティリーダーシップについての概念をより深く理解し、自組織の立場、役割、ビジョン等をより研ぎ澄ます		5-1 地域課題を解決するデザインをより具体的なシナリオ（物語/助成事業の企画）を創造できる 5-2 参加各団体の役割、価値、ビジョン等が言語化できている		○	できていない				できるようになる	

(5)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)									
100字	指標	100字	モニタリング	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字	100字	100字
01-1 案件形成への道筋を理解する	地域課題を発見し解決への道筋を理解していない。		○			地域課題を発見し解決への道筋を理解できている。			
01-2 地域における自団体の位置づけが把握できている	自団体の強み・弱み等の把握する。		○			自団体の強み・弱み等を把握できている			
02-1 地域の課題に向き合っている団体の事業対象の現状（姿）を整理し、課題として提示する。	地域課題の内容を対象者、支えて（担い手）の状況をあわせて整理できている。		○			地域課題の客観的、具体的な提示ができる（レポートや白書、円卓会議資料）			
03-1 自地域で地域円卓会議の実施、もしくは白書の制作ができる。	地域円卓会議、もしくは白書の制作ができている。		○			円卓会議、もしくは白書の共有会により、マルチステークホルダーの地域課題共有ができ、解決への座組が見える			
04-1 地域の課題解決にむけた道筋、並びに助成事業の企画が、より具体的に精査、組み立てることができる	PCM視点でのロジックモデルの検証ができる		○			PCMの手法によるロジックモデルの検証から、より精緻で具体的な課題構造を整理、理解できるようになる			
05-1 データ分析と現場の声から事業設計図を生み出す	課題構造（対象者、担い手）のデータと現場の声から生成された事業デザインが作れる		○			客観的データ（課題構造の把握）に現場の声と円卓会議から得られた課題解決への案件組成を組み立てられる。			
05-2 事業デザインができ、シナリオ（物語/助成事業の企画）にできる	上記事業デザインを地域の物語に仕上げることができる。（助成事業の企画書） 休職預金制度の通常枠への申請準備ができる		○			投入する資源を地域の誰が、どのように誰と組んで進めていくことで、対象者がどのように変化していくかを俯瞰でき、かつエピソード化できるようになる。			
5-2 参加各団体の役割、価値、ビジョン等を言語化される	米国からの招聘研修等を通じて、単に資金を中継・仲介するだけではない意義や価値について言語化し、自分達の役割を再認識する。					組織としての役割、価値、ビジョン、中期的視点等が言語化されている。			

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
01-1・オリエンテーションの実施<集合研修> 各団体の紹介 当プログラムの把握（対象団体地域を考慮しながら、東京、大阪、沖縄での開催とする）		2026/06	73/200字
01-2・対象団体とのヒアリング<訪問研修+宿題+オンライン> 各団体のアセスメント 地域の課題感 状況		2026/07~09	52/200字
02-1・地域の団体の声を聞く（読み解き編）<集合研修+宿題+オンライン> 各地域、各団体が持つ、あるいはアクセスできるデータから地域の課題の構造を読み解く（申請書、アンケート、統計、調査等） 課題分野 対象 ポリウム 緊急性 など		2026/07~2027/01	117/200字
02-2・上記で言えてきた課題を明確化し実態を把握するヒアリング		2026/07~2027/01	32/200字
03-1・円卓会議の体験（沖縄/公財みらいファンド沖縄が実施）		2026/10	31/200字
03-2・円卓会議の振り返り 課題設定・ステークホルダー分析		2026/10~2027/02	32/200字
03-3・円卓会議を企画・実施する/白書の制作を企画するWS(集合研修+オンライン)		2027/02~2028/01	42/200字
03-4・課題（困りごと）の分析 「誰のどのような困りごと」なのかの明確化 課題の特定、定量のエビデンス抽出とステークホルダー分析、ヒアリング等の計画の作成		2027/02~2028/01	81/200字
03-5・課題を社会化するためのテーマ設定		2027/02~2028/01	21/200字
05-2・コミュニティ・リーダーシップにかかる、意義や役割、必要性等を理解し、価値やビジョン等の（再）定義する。		2027/02~2028/01	56/200字
04-1・PCM研修 ロジックモデルの成立		2027/4	21/200字
04-2・POの道具箱と円卓会議におけるヒアリング・インタビュー手法を学ぶ		2027/4~2028.1	37/200字
05-1・課題解決へのデザインを事業設計図に組み立てる		2027/4~2028.1	27/200字
05-3・課題解決への事業デザインのシナリオを構築する：2027年度の休職預金制度・通常枠への申請準備/申請		2027/4~2027/06	54/200字

(5)-5 インプット	
人材	高橋潤：公益財団法人長野みらい基金 理事長/一般社団法人全国コミュニティ財団協会・会長 小阪直：公益財団法人みらいファンド沖縄・設立者/代表理事/PD歴15年 平良斗星：公益財団法人みらいファンド沖縄・設立者/副代表理事/PD歴15
資機材、その他	POの教科書、PCM資料、沖縄式地域円卓会議運営マニュアル、POの道具箱研修資料

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	990/1000字
アセスメントにより、それぞれの団体の案件形成・組成へのプログラムを設計していきます。アセスメント段階で、各支援対象団体の地域、活動分野を把握し、案件形成力、案件組成力、地域でのネットワーク力等を双方で確認していく。設計の段階でそれぞれ3つのSTEPの「指標」を設定し、活動ごとに検証をしていきます。	
(1)アセスメント ・ 過去の助成事業の企画段階について詳細に関き取りを行う。 >資金、初期設定のテーマ選定プロセス、前項にかかる助成先の想定と確認/初期設定のテーマにかかる調査やヒアリング等の実施事項の確認 >誰がどのような役割を果たし、何が明らかになり、何を変更し、何を変更しなかったのか、その判断は誰によって行われたのか/現在の担当PO/PD役の個人としての職歴や経歴、事務経験等 >組織の財務基盤と地域との関係性の把握、理事会の構成や現場事業への関与度合い/今回の研修で取り扱う想定のテーマの候補検討 【設計】	
(2)案件形成 ・ 地域課題の発見→（データ+インタビューシート）/課題の分析→（データ+インタビューの分析解析） /対象者の確定→（データ+インタビューから対象者（像）（ペルソナ）を描き出す） ・ 課題の構造分析→（それぞれの対象課題の構造分析マップ（チャート）ができる）	
(3)地域のマルチステークホルダーの課題共有 ・ 地域対象者へのインタビュー等による実際の課題の姿を把握→（対象者、担い手のインタビューまとも） ・ 円卓会議/白書の設定準備→（各ステークホルダー設定、承諾、準備） ・ 円卓会議/白書制作の実施と振り返り（マルチステークホルダーの課題共有と課題解決の産物(連携ステークホルダーの発見） ・ 課題解決のステークホルダーの組成→（プロジェクトチームづくり）	
(4)助成事業の企画：事業デザインと成果へのシナリオ構築 ・ 課題解決への事業設計→（到達イメージ、対象者像、担い手チーム、取り組みの手法、ステップ、予算等の検証） ・ 課題の構造分析と課題解決のステークホルダーの組成から事業デザインをより具体的、より効果的な案件組成へと昇華させる ・ 事業設計を対象者、登場するステークホルダーを組み込み、ロジックモデルに表現し、PCMによって検証する。 ・ 具体的な資金計画に落とし込み、実現可能でより効果（アウトカム）を生むシナリオへと進化させる。	

(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	883/1000字
<p>公募時：事前面談にて当プログラムの主旨、内容、目指している姿を丁寧に提示し、対話し、アセスメント的な組織の現状把握も含め、相互理解を行う</p> <p>事前面談にて、私達が実施した事前評価維持のヒアリング結果を元にした、地域課題への向き合い方、接触度、関係性の深度などをヒアリングし、団体の現状把握、審査資料にしていく。</p> <p>開始時：集合研修を兼ねるオリエンテーション、対象団体への訪問によるアセスメントにより、対象団体の地域におけるポジショニング（価値、関係者、沿革）と体制、目指すビジョン等を計画にし共有していく</p> <p>実施時：プログラムの各ステップのリーダーとの関係構築を行う</p> <p>(1)導入、案件形成（課題の構造分析） 全員＋鈴木＋アシスタント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーションは全対象団体集合のリアル開催で大阪ないし沖縄を想定（対象団体の地理的制約で変更もあり）、リアルなコミュニケーションで深度ある関係構築を生み出していく。</li> <li>・逆に案件形成は地域課題の発見など、現場感を大事にし対象団体の現場訪問を主体とすることで、プログラムの成果を大きくし、より相互理解ある課題感を持っていく。</li> </ul> <p>(2)円卓会議の実施/白書制作（地域のマルチステークホルダーの課題共有と連携ステークホルダーの発見） 小坂 平良＋アシスタント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄でのリアルな円卓会議の準備から実施を体験し、振り返りを行いながら上記案件形成を当てはめながら、自地域のマルチステークホルダーの課題共有への道筋を作っていく。</li> <li>・対象団体の地域での円卓会議の準備、もしくは白書（レポート）を作成する。</li> </ul> <p>(3)助成事業の企画：事業デザインと成果へのシナリオ構築 高橋 鈴木＋アシスタント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)(2)から生まれたそれぞれの地域の課題への解決プロセスを、ロジックモデルを核とした事業デザインへと進化させる。（宿題＋途中途中での伴走支援）</li> <li>・上記のデザインを休眠預金資金分配団体申請書を雛形に、コンセプトシート、ロジックモデル（事業設計図）、事業計画書、資金計画書、評価計画＋事前評価を作っていく、対象団体、活動支援団体全体で検証、検討をしていく。</li> </ul>	

、

V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	173/200字
<p>1) 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等告知、文書による全国の中間支援に向けての告知</li> <li>・全国のNPO等支援センター等</li> <li>・資金分配団体に申請した団体</li> </ul> <p>2) 説明会/オンライン開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案件形成の意味と重要さの説明とプログラムの各ステップ担当の説明</li> <li>・説明会内容のダイジェスト映像を作成し公開</li> </ul> <p>3) 個別声掛け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記対象団体からリストアップし面談し趣旨説明 ※最も重要</li> </ul>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	199/200字
<p>全国コミュニティ財団協会の会員財団向けの公募に限定しません。資金分配団体＝助成組織を目指し、休眠預金等活用事業の健全な発展に資する、自らの組織を次のステージに向けて変容を強く希求する組織を対象にします。また、対象団体が実施中の休眠預金事業がある場合は、その内容、支援重複、事業対象の不利益などを検証、考慮し、JANPIAに適切に共有しながら進めていきます。事業進捗も適切な情報公開をしていきます。</p>	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	387/400字
<p>幹事団体である全国コミュニティ財団協会は、コミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的として2014年に設立された全国組織。多くの休眠預金資金分配団体を排出し、各地域での助成財団創出に貢献している。その経験値と全国の知恵と協力を当事業に活かしていき、事業全体をプロデュースしていく。</p> <p>構成団体であるみらいファンド沖縄は、休眠預金資金分配団体の経験豊富であり、沖縄式地域円卓会議と呼ばれるユニークなマルチステークホルダー課題共有の仕組みを生み出している。</p> <p>伴走支援は、沖縄の小坂亘、平良斗星の2名に東日本大震災時に東北地方の支援の中核となった地域創造基金さなぶりの助成経験豊富な鈴木祐司、長野県で多様な助成事業を展開し休眠預金事業経験豊富な高橋潤が担当していく。</p>	
(2) 支援実績と成果	671/800字
<p>&lt;CFJ&gt; ●休眠預金事業（2020年・2021年・2023年通常枠）</p> <p>コミュニティ財団の空白エリアを中心に計13団体に助成を行ない、財団設立、地域課題に応じた助成プログラム実施を支援した。特に能登半島地震においては設立された公益財団が1億円以上の資金仲介を実現した。この事業を通じて得られた知見・ノウハウを書籍として整理して発行した。</p> <p>&lt;CFJ&gt; ●日本財団事業（2016年度～2018年度）</p> <p>会員財団と協力し、コミュニティ財団が中心となった地域のコレクティブインパクトを創出するモデル事業を実施した。各財団では、地域のステークホルダーと協力して、環境保全のための基金設置やこども支援のためのプラットフォーム形成などの成果を生み出し、案件形成力の強化にもつながった。</p> <p>&lt;みらいファンド沖縄&gt; ●市民コミュニティ財団として16期目になり、年間寄付金約2,000万円、基金20団体、沖縄式地域円卓会議を約15本実施しており、沖縄県内の社会課題解決に取り組む団体の資金的支援を行ってきた。休眠預金事業では、通常枠2回、緊急枠3回実施しており、延べ30実行団体に伴走支援を行い、この間白書を4冊発行。沖縄式地域円卓会議は、沖縄で開発したマルチステークホルダーで課題を共有し対話をする手法である。非資金的支援として、実行団体の伴走支援を実施しており、実行団体がステークホルダーと課題を共有し、対話を行う支援方法として実践している。延べ166回開催しており、沖縄式円卓会議開催マニュアルを発行し研修を実施、県外の支援現場でも取り入れられてきている。</p>	
(3) 支援ノウハウ	316/400字
<p>全国コミュニティ財団協会としてこれまでの休眠預金事業から生まれたPOの教科書を始めコミュニティ財団の作り方などのコンテンツ群と全国各地で培われた地域に根ざした支援ノウハウを持つ。構成団体であるみらいファンド沖縄は、沖縄式地域円卓会議による地域のイシュー・レイジングを行い、地域のステークホルダーの棚卸や連携・協働の機会の創出を数多く重ねてきた実績がある。</p> <p>鈴木祐司は20年以上の助成財団のPD職の経験を持ち、助成事業の企画・実施、案件形成や審査プロセスにおける経験豊富で、暗黙知を形式知にする言語化力に定評がある。</p> <p>高橋潤は地域の実態データを積み上げ、分析し、地域/課題のプロデュースを行う視点を持ち、案件形成を行うノウハウを持つ。</p>	

(4) 実施体制 244/400字

全国コミュニティ財団協会が幹事法人として、事務局機能を持ち司令塔となる。事業の進捗管理や経費精算等の事務を担う。各内容に応じて、濃淡をもちながら、例えば円卓会議の部分は小阪・平良がペアになり、また白書等は高橋や鈴木がペアになり中心的に取り組む。それぞれに相互補完しながら、事業を実施していく。また、支援先が決まった際には、担当を設けることにするため、主担当制を取り入れ、全員で全採択団体を個別にみることはしない。分業する。なお、個別の採択団体の支援のための定例会議を月1度程度は実施する。

(5) コンソーシアム利用有無 あり

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等 (3名)

氏名	役割・役職	実績・資格等	
小阪 直	公益財団法人 みらいファンド沖縄・設立者/代表理事/PD歴15年	沖縄県内の非営利セクターの中間支援として20年間活動。みらいファンド沖縄での設立時からの代表で、休眠預金事業、通所枠2回、緊急枠3回を事業統括として関与。	77/200字
平良 斗星	公益財団法人 みらいファンド沖縄・設立者/副代表理事/PD歴15年	沖縄県内のコミュニティFMの経営をしながら (2004～2018まで)、みらいファンド沖縄での設立時からの理事を務める。休眠預金事業 (5件) では、主に案件形成・企画を担当。琉球大学の地域公共政策士の講義で必修科目となっている、「地域円卓会議マネジメントの技法と実践」を担当し、沖縄式地域円卓会議の運営でも司会を含め全工程に関与する。	165/200字
■■■■	■■■■	■■■■	131/200字
高橋 潤	公益財団法人長野みらい基金 理事長/一般社団法人全国コミュニティ財団協会・会長/PD歴12年	評価学会認定評価士/長野みらい基金は2012年県が構築した寄付募集システムを運営するために設立された。地域の資金循環を目指しNPO等が必要な資金を集める寄付プロジェクトを2千プログラム実施、企業や団体から冠寄付を年間25プログラム運営している。現在プログラムの累計は2億7千万円、年間3千万～5千万円の寄付実績。休眠預金では初年度より受託し、多様なステークホルダーと連携している。	193/200字
■■■■	■■■■	■■■■	53/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制 56/400字

幹事法人、構成団体、協力団体それぞれ資金分配団体の経験があり、ガバナンス・コンプライアンス体制は構築されている。

事業名:地域の声を聞き、最適な案件形成を実現する伴走支援事業  
団体名:休眠預金活用プロジェクト・デザイン研修コンソーシアム

# 2025年度休眠預金活用事業 活動支援団体申請に向けての事前評価 結果報告書

2025年9月8日

事業名:地域の声を聞き、最適な案件形成を実現する伴走支援事業  
団体名:休眠預金活用プロジェクト・デザイン研修コンソーシアム

## 2025年度休眠預金活用事業

### 活動支援団体申請に向けての事前評価 結果報告書

#### 目次

#### 1. はじめに

1. 当コンソーシアムの提示する事業は、活動支援の主対象として資金分配団体を目指し準備している団体とし、今後休眠預金の資金分配団体としてインパクトが出せる案件形成力をつけることを目的としている。資金分配団体の役割は、地域の「困りごと」に対して、社会で受け止めるための、問題設定を行う能力とここで設定された課題を地域社会で共有する能力、そしてその解決を目指すチーム編成に必要なリソースの調達能力が求められる。しかし、資金分配団体の出自やネットワークだけではすべての能力を網羅しているとは言えない。そこで、これまで多くの案件形成を行ってきた複数の財団のノウハウを活用し、地域円卓会議、白書制作等の手法を支援プログラム化することで資金分配団体候補者の不足している機能・能力を補完し、休眠予期活用事業の応募への一助とするための事前評価となる。

#### 2. 評価計画

##### 1. 評価の目的

1. 活動支援の主対象である資金分配団体応募を目指す団体の案件形成力をつけるうえで、必要となる事前調査を行うことで、プログラムの最適化をはかること

##### 2. 評価スケジュール

1. 8月後半～9月4日の間で、対象に近い組織のヒアリング+文献等の調査

##### 1. 評価活動

1. 7～9月：別事業で関係している団体の聞き取り

##### 2. 文献調査

1. これまでの円卓会議伴走の振り返りからの調査、全実施報告書からの文献調査
2. 公益財団法人あくるめ：かがじょ基金

##### 3. ヒアリング日程

1. 2025年8月27日 一般財団法人ちくご川コミュニティ財団
2. 2025年8月29日 一般財団法人未来基金ながさき
3. 2025年9月2日 山梨県社会福祉協議会・コミュニティ再生推進室
4. 2025年9月2日 一般財団法人 ひだ財団

##### 4. 評価実施体制

1. コンソメンバーによる、これまで円卓会議を行ってきた組織や、意欲のある団体へのヒアリング
2. メンバー構成
  1. 平良斗星（公益財団法人みらいファンド沖縄）
  2. 小阪亘（公益財団法人みらいファンド沖縄）
  3. 高橋潤（公益財団法人長野県みらい基金）
  4. 鈴木祐司（公益財団法人地域創造基金さなぶり）

#### 3. 評価の視点

##### 1. 課題の分析（ニーズの分析）課題の妥当性

1. どのような団体のどのような課題を解決しようとするのか。
2. 想定する支援対象団体が抱える組織・活動上の課題を十分に把握しているか。

3. 組織・活動上の課題の解決が、社会課題の解決の担い手育成につながるか。
2. 支援対象の妥当性
  1. 支援対象団体の想定は適切か(対象、規模など)。
  2. 想定する支援対象団体はどのような問題・関心・期待・懸念などを持っているか。
  3. 想定する支援対象団体以外への波及性はあるか。
  4. 支援対象団体の課題解決にとって重要な関係者は誰か。
3. 事業設計の分析(セオリーの分析)事業設計の妥当性
  1. 活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標や中間的なアウトカムが明示されているか。
  2. 活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標を立てる際に、支援対象団体や地域への負の影響の予防を検討できているか。
  3. 目標の達成課題解決の道筋は論理的であるか。
  4. 目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか。
  5. 事業設計には多様な関係者の意見が反映されているか。
  6. 達成したい目標に対して支援対象団体への期待は明確に設定され公表されているか。
4. 事業計画の妥当性
  1. 目標の達成・課題解決のための計画は、組織内の人的・金銭的・専門性やノウハウ・ネットワークの観点からみて合理的であるか。
  2. 支援対象団体がそれぞれ抱える組織・活動上の課題に応じた活動計画が検討されているか。支援対象団体から活動支援プログラムに対するフィードバックを得ることが盛り込まれているか。
  3. 支援対象団体が考える又は解決を希望する組織・活動上の課題と、組織診断等を踏まえて把握された組織・活動上の課題が異なった場合の対策は検討されているか。
  4. 地域や分野における既存の類似支援(組織基盤強化プログラム等)を阻害する内容となっていないか。
5. 実施状況の分析実施状況の適切性
  1. 活動支援プログラムの運営管理体制(進捗管理の仕組み、人員体制、意思決定過程の整理など)の計画に問題はないか。
  2. アウトプットの指標は適切に設定されているか。
  3. アウトプットの目標値、達成目標時期は妥当か。
  4. アウトプットの指標入手手段は適切か(入手が困難ではないか、費用がかかりすぎないか、進捗管理手段として使えるかなど)。
  5. 活動支援プログラムに関する知見や経験を蓄積し、社会に共有することが検討されているか。
  6. 支援対象団体が組織・活動上の課題解決に取り組むに当たって必要な環境づくりは検討されているか。

#### 4. 事前評価報告

<b>1. 課題の分析 (ニーズの分析) 課題の妥当性</b>	
<b>1-1</b>	<b>どのような団体のどのような課題を解決しようとするのか。</b>
	<p>a) 資金分配団体の約40%が東京都に所在。青森、岩手、秋田、茨城、群馬、埼玉、新潟、福井、岐阜、三重、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知の15県には資金分配団体が存在しない。資金分配団体等の掘り起こしでは都道府県の協力を得ながらニーズに合った支援、地域特性に応じた支援内容を選択する必要がある。さらに、コンソーシアム組成や事例発信による活動活性化、活動支援団体の取組による支援を行う。(JANPIA 総合評価(第3回))</p> <p>b) 団体単体では資源不足等で最適な案件形成が困難な団体において、マルチステークホルダー・プロセスの導入により、地域課題を多様な視点で見ることで、それぞれのニーズが可視化し「打ち手」にたどり着くこと</p> <p>c) 団体単体では解決しづらい課題を抱えている団体において、複数のステークホルダーの参加による対話のプロセスを経ることにより彼らのネットワーク資源を補完し、硬直していたカウンターパートとの関係性を改善すること</p>
<b>1-2</b>	<b>想定する支援対象団体が抱える組織・活動上の課題を十分に把握しているか。</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ もともとの人的・資金的資源の乏しさがあることがわかっている。地域において助成財団のノウハウや経験を持った人材が少ない。そのため助成財団設立時に、助成財団の運営経営、並びに助成事業の企画・実施等の経験者が参画時のメンバーに含んでいないことが前提としてあり、それを補完する形で関係組織からの支援を受けているという構図がある。</li> <li>➤ 従い、公募から審査、最終報告までの設計は何らかの審査会への参加経験等を糧に見よう見まねで出来ても、助成事業の企画＝地域特有の課題、地域内の担い手(潜在的な助成先)の存在と力量の見立て、より効果的な助成事業の企画に対する知見を十分には有していない。従い、担当者の経験則と思考の範囲を出ないもので、仮説が組み立てられ、助成事業のテーマ選定が行われるケースがある。</li> <li>➤ 課題の当事者へのインタビューや、聞き取り、アンケート等を通じて課題の当事者からの承認をえて、その課題への取組みそのものへの資金調達を図る資金調達キャンペーン等を行うという形で、280万円以上を集めた。このプロセス自身も、コミュニティ財団としての役割を深く理解したCFJの伴走支援担当の発案で行われ、地域円卓会議や白書作成とは異なるケースもある。このように、助成事業の設計にかかる案件形成や、助成事業の企画の在り方は複数あるが、原則を理解した上での個別対応するのが早道である。</li> <li>➤ 組織・活動上の課題は、ノウハウや知見の不足だけではなく、内部の管理職や理事の理解を得ることも重要で、ビジョンや地域に根差した資金仲介組織のビジョンや役割の定義、公益の定義など、そもそもの役割についての自分で狭くとらえることもある。つまり、自組織の役割、価値、使命の定義があいまいか、定義がされていないことも、問題である。</li> <li>➤ 日本国内における流れ、地理的範囲を限定した資金仲介の原型が作られた米国における「コミュニティリーダーシップ」という概念を学ぶことを通じて、自組織の役割、価値、使命の再定義する機会を含む本事業の価値は、やや深い部分においても含んでいる。</li> </ul>
<b>1-3</b>	<b>組織・活動上の課題の解決が、社会課題の解決の担い手育成につながるか。</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 課題の設定を最適化すること～ステークホルダーを顕在化する一連のプロセスを各地の資金分配団体が実行することで、社会課題解決の重要な団体と地域から位置づけられることは円卓会議後の波及効果から(体験的に)わかっている。</li> <li>➤ 助成事業の企画の際に、地域資源や地域内の担い手(潜在的な助成先)の力量から、効果的な助成事業の設計(要項や申請書)に関する構造を明らかにし、その組み立て力を養う研修を含んでいる。</li> <li>➤ 休眠預金事業・通常枠に対して、既に申請した経験があるが不採択になった団体においては、事前の案件形成や調査(円卓、白書のいずれも)が未実施である反面、採択された団体においては</li> </ul>

<p>地域の担い手の状況把握、並びに調査を実施していた。審査の過程は多様な視点があり、調査の有無だけではないという点を踏まえつつも、本申請で取り扱う内容が羅針盤として一本筋が通るかどうかは大きな違いになると考えている。</p> <p>➤ 従い、案件形成～助成事業の企画を通じて、助成事業の企画力・休眠事業通常枠の提案力の変容に寄与することを狙っており、担い手育成になると確認している。</p>	
<p><b>2.支援対象の妥当性</b></p>	
2-1	<p>支援対象団体の想定は適切か(対象、規模など)。</p> <p>➤ 本事業は、休眠事業においては、実行団体対象ではなく資金分配団体を指向する組織を対象としている。従い、立場、役割、機能の各側面において「資金仲介」を意図する組織という設定になり、おのずと対象が絞られ、いわゆる民間の助成機関、並びにそれを指向する組織となる。</p> <p>➤ また、すでに何らかのマルチステークホルダー・プロセスを活用した会議開催等の経験がある、もしくは現在検討しているといった団体へのヒアリングにおいて伴走ニーズが明確に有ることがわかった。同様に、休眠預金活用を指向する組織において、助成事業にかかる経験者がいない組織は、どのように段取りを組んでいいのかが不明であり、本申請事業にかかる研修に関する高い関心を示した。</p>
2-2	<p>想定する支援対象団体はどのような問題・関心・期待・懸念などを持っているか。</p> <p>➤ ステークホルダーとの連携、対話は重要とは考えているが、なかなか案件形成のピントが合わない(対象・規模等)こともわかっており、オープンな場での情報交換や議論が必要と見ているがそのノウハウや経験が少ない。</p> <p>➤ そもそも、助成事業の企画・準備段階においてどのようなプロセスで、何をして、どのような点を確認し積み上げることで、助成事業のテーマとなるのか、助成テーマとしてきめていいのかがわからない。プログラム・ディレクター(PD)として理事会と助成事業の企画について仮に議論する際に、Aという選択の根拠についての説明ができ、B、C、Dの事実を踏まえて、どういう設計をしたのかを説明・議論の根拠を自信をもって提示できることが求められる。結果、議論によって変わったとしても、助成事業担当者が論理的な思考や根拠を提示する、またそのテーマに即して、地域内の担い手の力量の見立て、具体的な資金ニーズの有無と内容、それらを踏まえた募集要項と申請書の適切な形成に係るスキルがわからない、ないという声があった、それらを総括して、助成事業を企画提案する前段としての調査、分析、企画において、確信をもって説明できる自信や経験、よって立つ指針がないことがあげられる。</p>
2-3	<p>想定する支援対象団体以外への波及性はあるか。</p> <p>➤ 本事業が想定するPD/POの育成は、休眠預金事業の資金分配団体の力量形成であるから、その後の力量形成において波及性は十分に織り込んでいる。広くいえば、休眠預金事業以外に、官民を問わず、資金提供をする組織するすべての組織において考慮すべき事項であると考えている。</p> <p>➤ 円卓事業では、特に行政当局に事業以前から円卓会議等で関係性を作っておくと、その関係性が事業とその背景にある社会課題への双方の理解や意見交換ができるため、事業のスムーズな進行に寄与している事もわかった。</p>
2-4	<p>支援対象団体の課題解決にとって重要な関係者は誰か。</p> <p>➤ 組織内においては、助成事業の実施統括者である。担当理事、事務局長等であるケースが多い。</p> <p>➤ その他、地域との関係性においては、事業が扱う課題に関するステークホルダー→行政・大学・マスメディア・中間支援団体・当事者団体他とむらなく付き合い参加させることの重要性が示唆されている。</p>
<p><b>3.事業設計の分析(セオリーの分析)事業設計の妥当性</b></p>	
3-1	<p>活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標や中間的なアウトカムが明示されているか。</p> <p>➤ 事業計画に明示している。</p>

3-2	活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標を立てる際に、支援対象団体や地域への負の影響の予防を検討できているか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業で研修を行う際には、助成事業の実施前のプロセスを重点的に取り扱う。従い、すべての助成事業で、今回の研修で取り扱う内容の全プロセスを実施することを想定することの負の影響といえば、助成事業の企画・実施に際して、時間と費用が発生することにある。「備えなき者に、成果は微笑まない」「準備を怠る者は、失敗を迎える準備をしている。」という格言のとおり、この準備こそが助成機関として資金提供をする際の最も重要な点ではあるが、その準備がしないまま助成事業として成立している、という意識があれば、負担と負の影響になる。しかし、質の担保と考えれば、むしろこのプロセスを経ないことのほうが目隠して車の運転をするようなものと意識が変わる。事実上、簡略化をする知見を提供することはできるが、意識の転換を促したい。</li> <li>➤ ヒアリングにより、当事業への参画において団体代表者をはじめとする組織での意思決定が求められ、そのチームとしての合意形成が成功要因であることがわかった。プログラム設計では複数人での参画と負荷軽減を重要視している。</li> </ul>	
3-3	目標の達成課題解決の道筋は論理的であるか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 助成事業の企画において必要な有識者や知見がないままに、助成事業を企画していたという点を補い、その必要事項を地域分析、課題の明確か、事業デザイン等の視点で分類し、それぞれの構成要素を明確にしている。それらをもとに、PDの力量としての「助成事業の案件形成にかかるプロセスの設計力」として定義しており、論理的アプローチをとっている。</li> <li>➤ 顕在化している現象の抽出と分析から課題を抽出し、マルチステークホルダー・プロセスでステークホルダーとの合意を取りながら資源を調達するプロセスが明示されている。</li> </ul>	
3-4	目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 上記で示した全プロセスは段階ごとに明確にステップを踏めるように設計している</li> </ul>	
3-5	事業設計には多様な関係者の意見が反映されているか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回は複数のコミュニティ財団の視点を入れながら従来プログラムを再編している点で多様な視点が入っていると考えている。</li> </ul>	
3-6	達成したい目標に対して支援対象団体への期待は明確に設定され公表されているか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公表にはまだ至っていないが、期待事項としては状態定義、指標の定義ともに行った。</li> </ul>	
4. 事業計画の妥当性	
4-1	目標の達成・課題解決のための計画は、組織内の人的・金銭的・専門性やノウハウ・ネットワークの観点からみて合理的であるか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンソ内には、多様な視点を持つ助成事業の企画（調査、分析、共有、企画）のメンバーがいることで事業の改善への寄与と、事務局のサポート体制も担保されている。むしろ、このような活動支援事業の存在を通じて、暗黙知を形式知、並びに言語化を図ることで、今後の研鑽にむけた基礎が形成されると理解している。意欲的な事業計画であることは否めないが、公的資金を活用し、はばからずに言えば日本の助成機関/担当者の質的向上を目指す礎になるくらいの意気込みを持っている。</li> </ul>	
4-2	支援対象団体がそれぞれ抱える組織・活動上の課題に応じた活動計画が検討されているか。支援対象団体から活動支援プログラムに対するフィードバックを得ることが盛り込まれているか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ プログラムには実行過程と終了後にフィードバックを受ける機能が組み込まれている。本メンバーにおいては、POの育成、並びに人材育成事業に知見を有する者がおり、本研修は組織としての参加であるがやはり学びの主体は個人である。その個人として、集合研修において何を学び、何が不明点で、何が疑問なのかを振り返り、解消していきながら、あゆみを深めていくプロセスを組み込むことは想定している。</li> </ul>	
4-3	支援対象団体が考える又は解決を希望する組織・活動上の課題と、組織診断等を踏まえて把握された組織・活動上の課題が異なった場合の対策は検討されているか。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原則として、事前の説明会において研修内容、研修を通じて得られる力量、研修中に休眠預金事業の申請事務そのものをフォローすることを含んでいることを説明、理解してもらい申請をしてもらう。ヒアリングにおいても、事業責任者との対話を通じて、意図や期待を確認する。</li> <li>▶ その上で、支援対象団体が考える又は解決を希望する組織・活動上の課題について、活動支援団体や伴走支援者、他の支援対象団体など、複数の第三者が共に考え、議論をする場をグループ研修で担保する。</li> </ul>
4-4	<p>地域や分野における既存の類似支援(組織基盤強化プログラム等)を阻害 する内容となっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本申請プログラムは、未だ日本国内において体系的に行われていない研修プログラムといっても過言ではない。一般に公開されているものとして助成財団センターの実施する「助成実務セミナー」があるが、助成事業の実施前の段階に焦点をあてたものはなく、また PO と PD の区別なども行われていない。また、新設のコミュニティ財団の育成支援をしていたのは幹事団体のCFJであり、各種研修や冊子等の発行物を通じて研修を行ってきた。</li> <li>▶ また、地域円卓事業を中心に行ってきたのは沖縄地域である。そのためこの事業の展開が概ね沖縄県外での採択を想定することから展開先におけるの干渉等は想定していない。また、JANPIA の他の活動支援プログラムにおいても案件形成等序盤のフェーズとなるのでこの観点からも阻害要因はないと考えている。</li> <li>▶ 従い阻害というよりは、日本国内の助成機関の基盤を底上げしていく一助になることを目指す。</li> </ul>
5. 実施状況の分析実施状況の適切性	
5-1	<p>活動支援プログラムの運営管理体制(進捗管理の仕組み、人員体制、意思 決定過程の整理など)の計画に問題はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 月 1 回以上は、事務局(コンソーシアム)で運営会議を持つ。各支援対象団体とも毎月担当と事務局が定例会を持ち、進捗管理を行う計画である。</li> </ul>
5-2	<p>アウトプットの指標は適切に設定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切に設定されていると考える。(事業計画書参照)</li> </ul>
5-3	<p>アウトプットの目標値、達成目標時期は妥当か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切に設定されていると考える。本事業のユニークなところは、2027 年の通常枠公募の 1 回目に照準をあわせて準備を進めている点である。(事業計画書参照)</li> </ul>
5-4	<p>アウトプットの指標入手手段は適切か(入手が困難ではないか、費用がか かりすぎないか、進捗管理手段として使えるかなど)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切に設定されていると考える。(事業計画書参照)</li> </ul>
5-5	<p>活動支援プログラムに関する知見や経験を蓄積し、社会に共有することが 検討されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当事業で獲得した知見に関しては文献として発行することで、社会と共有する予定である。</li> </ul>
5-6	<p>支援対象団体が組織・活動上の課題解決に取り組むに当たって必要な環境 づくりは検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 組織・活動上の課題解決に取り組むに当たって必要なアセスメントを行うことから、そもそもの課題を定義することから始める。個別対応や集合研修への参加等、多様なアプローチを通じて対応をしていきたい。</li> </ul>

事業期間		2026/02/01 ~ 2028/03/31	
活動支援団体	事業名	地域の声を聞き、最適な案件形成を実現する伴走支援事業	
	団体名	休眠預金活用プロジェクト・デザイン研修コンソーシアム	

		助成金
事業費		48,950,000
	直接事業費	43,620,000
	管理的経費	5,330,000
評価関連経費		1,050,000
合計		50,000,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	2,726,980	23,837,300	22,385,720	48,950,000
直接事業費	0	2,316,980	21,377,300	19,925,720	43,620,000
管理的経費	0	410,000	2,460,000	2,460,000	5,330,000

[円]

2. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (B)	0	0	0	1,050,000	1,050,000

3. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B)	0	2,726,980	23,837,300	23,435,720	50,000,000



## コンソーシアムについて

### 1) コンソーシアムの目的

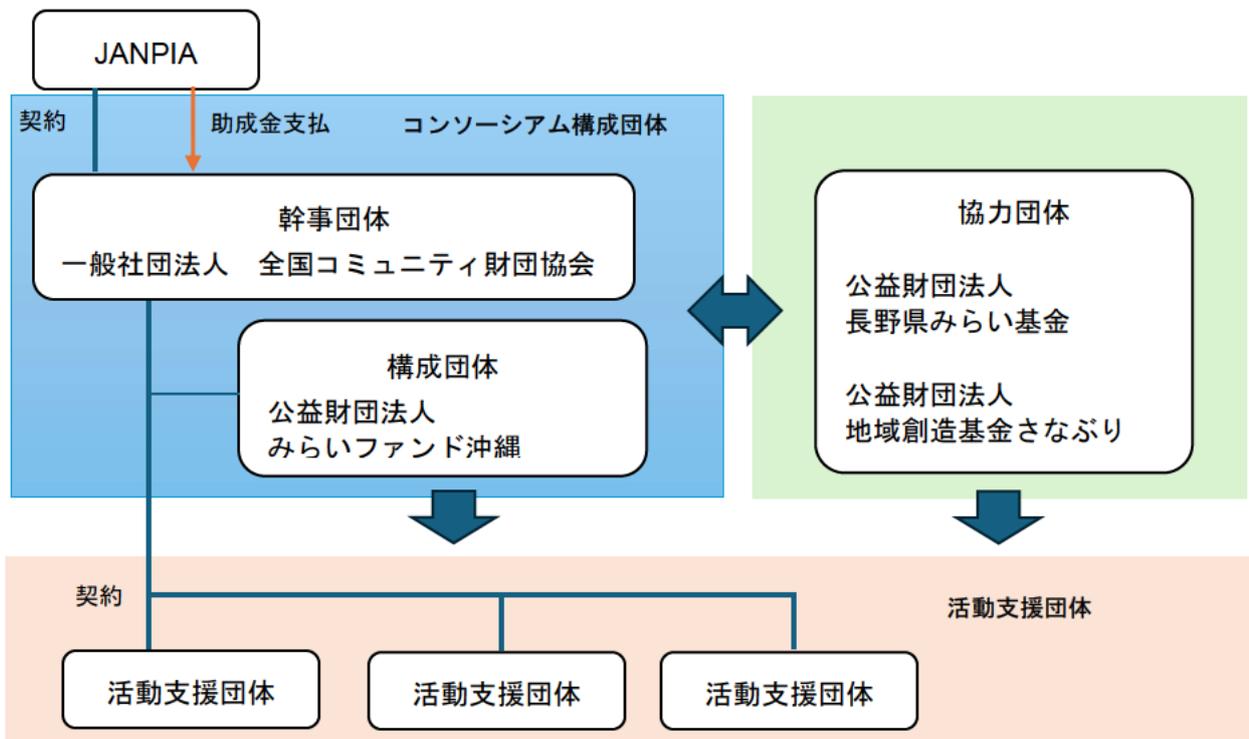
本事業では、全国コミュニティ財団協会が幹事法人として、事務局機能を持ち司令塔となる。事業の進捗管理や経費精算等の事務を担う。構成団体には、マルチステークホルダープロセスによる案件形成プログラムである沖縄式地域円卓会議のノウハウを持っている公益財団法人みらいファンド沖縄とし、また全国コミュニティ財団協会に加盟する多様な実践手法を学べる体制とする。

協力団体として、公益財団法人長野県みらい基金、公益財団法人地域創造基金さなぶりが加わり、研修プログラムによって、中心的な役割の担当とそれぞれに相互補完しながら、事業実施していく。

### 2) 幹事団体・構成団体の担当業務

地域	団体・事業従事者名前	主な役割・内容
全国	一般社団法人 全国コミュニティ財団協会 共同代表 高橋潤 ██████ など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンソーシアム事務局</li> <li>・ JANPIA、活動支援団体との契約</li> <li>・ 活動支援団体の伴走支援</li> <li>・ 研修実施など</li> </ul>
沖縄	公益財団法人みらいファンド沖縄 代表理事 小阪亘 副代表理事 平良斗星	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動支援団体の伴走支援</li> <li>・ 沖縄式地域円卓会議の現地研修の開催</li> <li>・ 白書作成研修など</li> </ul>

### 3) コンソーシアム体制図



団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人 全国コミュニティ財団協会		
郵便番号	6128431		
都道府県	京都府		
市区町村	京都市伏見区		
番地等	深草越後屋敷町40-1 ソレイユ墨染1F		
電話番号	07044627600		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="http://www.cf-japan.org/">http://www.cf-japan.org/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/communityfoundationsjapan">https://www.facebook.com/communityfoundationsjapan</a>	
		<a href="https://note.com/cf_japan">https://note.com/cf_japan</a>	
設立年月日	2014/06/17		
法人格取得年月日	2014/06/17		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカハシ ジュン
	氏名	高橋 潤
	役職	会長
代表者(2)	フリガナ	ホウラク ミチヒロ
	氏名	寶楽 陸寛
	役職	会長

(3) 役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	32
団体会員 [団体数]	25
団体その他会員 [団体数]	7
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	9
申請前年度の助成総額 [円]	88,512,771
助成した事業の実績内容	<p>【2020年度】 JANPIA 「地域の中小企業の社会事業化を支援する若手支援者の育成事業」</p> <p>コミュニティ財団や資金分配団体の空白である北陸・四国を重点地域として、中小企業支援も視野に入れた地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する4団体に3年間総額8,800万円の助成を行った。事業終了時には、公益財団法人が2団体、一般財団法人が1団体、既存法人内に新規に資金支援事業開始が1団体と地域での資金支援の基盤が作られた。財団設立までのノウハウを書籍「コミュニティ財団のつくり方」として制作・発行した。</p> <p>【2021年度】 JANPIA 「地域の資金循環とそれを担う組織・若手支援者を生み出す人材育成事業」</p> <p>コミュニティ財団や資金分配団体の空白である四国・東北などを重点地域として、地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する4団体に3年間総額8,800万円の助成を行った。事業終了時に、公益財団法人が2団体、一般財団法人が2団体設立された。コミュニティ財団の若手支援者であるプログラムオフィサーの育成にも力を入れ、その成果の一部を「POの教科書」として制作・発行した。また、設立した公益財団法人が能登半島地震の緊急・復旧支援に累計1億円以上の寄付を託され、助成を通じて貢献している。</p> <p>【2023年度】 JANPIA 「コレクティブインパクトを生み出すローカルファンド創生事業」</p> <p>コミュニティ財団や資金分配団体の空白地域を重点地域として、地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する5団体に3年間総額1億2,500万円の助成を行っている。事業開始1年を経て、既に一般財団法人が2団体設立、年度内に一般財団法人が3団体設立予定である（うち2団体は設立時拠出金の寄付募集300万円達成）。</p>

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>【2016～2018年度】日本財団「社会的投資時代の新水準に合致したコミュニティ財団セクターの機能強化事業」¥159,680,000（¥49,340,000, ¥60,850,000, ¥49,490,000）</p> <p>【2014年度】トヨタ財団「日本におけるコミュニティ財団等の現状調査と、社会化にむけたフォーラム等の開¥3,200,000</p> <p>【2014年度】トヨタ財団「コミュニティ財団等に関する基盤整備事業（ガイドラインの策定、人材育成海外調査、及び在り方の検討と取りまとめ）」¥5,000,000</p> <p>【2016年度】トヨタ財団「全国のコミュニティ財団の育成・強化のための基盤整備事業」¥10,000,000</p> <p>【2017年度】トヨタ財団「全国のコミュニティ財団の育成・強化のための基盤整備事業（ガイドラインの導入促進と遺贈寄付相談体制の整備）」¥10,000,000</p> <p>【2018年度】トヨタ財団「全国のコミュニティ財団の育成・強化のための基盤整備事業（認証制度の運用と中期ビジョン策定、遺贈寄付に関する認知拡大）」¥10,000,000</p> <p>【2020年度】JANPIA「コロナ対策地元助成事業の実施事業」¥50,000,000</p> <p>【2020年度】JANPIA「地域の中小企業の社会事業化を支援する若手支援者の育成事業」¥133,376,000</p> <p>【2021年度】JANPIA「地域の資金循環とそれを担う組織・若手支援者を生み出す人材育成事業」¥137,396,000</p> <p>【2023年度】JANPIA「コレクティブインパクトを生み出すローカルファンダ創生事業」¥189,814,500</p>



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	みらいファンド沖縄		
郵便番号	901-2102		
都道府県	沖縄県		
市区町村	浦添市		
番地等	前田1-6-24 トミハウス1階		
電話番号	098-963-7969		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://miraifund.org/">https://miraifund.org/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/miraifundokinawa">https://www.facebook.com/miraifundokinawa</a>	
設立年月日	2010/04/23		
法人格取得年月日	2010/04/23		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コサカ ワタル
	氏名	小阪 亘
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	13
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	5
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5	
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	2
	無給 [人]	
	非常勤職員・従業員数 [人]	3
	有給 [人]	3
	無給 [人]	
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	23件
申請前年度の助成総額 [円]	86,683,015円
助成した事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・休眠預金事業 見守り自販機事業</li><li>・休眠預金事業 食支援事業</li><li>・寄付と助成のしくみ たくす</li><li>・うむさん基金</li><li>・まちなか留学HelloWorld基金</li><li>・新崎盛暉平和活動奨励基金</li><li>・琉球宇温基金</li></ul>



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	地域の声を聞き、最適な案件形成を実現する伴走支援事業
団体名:	一般社団法人全振コミュニティ財団協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第11条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条第3項,4項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第15,46,47条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第20条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	-
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第23条第4項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条第5項
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第5,6,7,8条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	-
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条第1項
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	別表
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第5条,第2~4章(第8~18条)
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	-	-
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	-	-

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第5条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第6条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第3～5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第10条 第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	別紙
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4章(第4.5条)
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条、別表
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第11～13条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19～29条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6.22条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7.8,10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第10.22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章(第15～20条)
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章(第39～47条)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	地域の声を聞き、最適な案件形成を実現する伴走支援事業
団体名:	公益財団法人みらいファンド沖縄
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

- (注意事項)
- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
  - ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
  - ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
  - ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第21条 第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第22条 第3条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第4～6条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第25条 第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第25条 第11条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第28条 第16条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第11条第3項
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第31条
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第41条 第2条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第42条 第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第42条 第2条第3項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第42条 第4～5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会運営規則	第13条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第4～9条、別表
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3～6条、第8～9条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第3条、別表
(2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条、第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条、第11条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程 就業規則	第1条 第12～16条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程 理事会運営規則	第4.5条 第17条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5～7条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規定	第4、5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7～9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条、第6～10条、第14条、別表
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第12～13条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条、第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条、別表1
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条 別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19～29条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条、第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	金銭出納規程	第4条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	金銭出納規程	第3条、第5～10条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15～20条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第39～48条

# 一般社団法人全国コミュニティ財団協会

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、コミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ財団や地域社会についての調査研究
- (2) コミュニティ財団業務の改善についての研究企画
- (3) 関係団体、機関、官庁などに対する意見の開陳ならびに連絡
- (4) 会員の職員などに対する研修の実施ならびに会員の行う教育についての調査研究
- (5) 会員相互が連携して実施する事業の企画ならびに実施
- (6) 地域の課題解決に取り組む事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (7) 地域の課題解決に取り組む事業に対する助成、顕彰等を行う事業
- (8) 会員相互の親交、連絡、情報共有
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯する又は公益に関連する事業

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員・会員となつた者をもつて構成する。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う公益財団法人、公益社団法人、認定特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う財団法人等の設立準備をはかる組織等、または一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う、または将来的に行う準備に取り組む団体

2 前項の正会員である法人をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に定める社員とする。

3 本法人の社員は、基本財産や助成金の原資を、広く多くの市民や企業などに呼びかけ寄付を募ることによって成立させた法人で、多様な形で寄付を呼びかけることで多くの人々に、地域づくりや課題解決へ取り組みへの参加が可能になる環境をつくり出すことを目指し資金助成等をおこなっている法人とする。

4 本法人の会員になろうとする者は、本法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

5 社員は、社員である法人の代表者として、本法人に対しその権利を行使する者1名（以下「社員の代表者」という）を定め、書面により会長に届出なければならない。

6 社員は、前項に定める社員の代表者を変更した場合、速やかに書面により会長に届出なければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、理事会が別に定める会員規約に従つて入会金及び会費の支払いをするものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散又は合併により消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があつたとき

2 会員が会員たる資格を喪失したときは、本法人に対するすべての権利を失う。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本法人に対して所定の書式にて予告するものとする。

(除名)

第9条 本法人の会員が、本法人の名誉を毀損し、目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第49条2項に定める社員総会の特別決議により会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成と議決権)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員は各1個の議決権を有する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 毎事業年度の事業報告及び貸借対照表および損益計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分

(10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所や方法、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会日より7日前までに各社員に対して発する。ただし、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで社員総会を開催することができる。

4 前項の規定にかかわらず、書面による議決権の行使、並びに電磁的方法によって議決権の行使ができるとするときには、会日より14日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第16条 社員総会に出席できない社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面又は他の出席する社員を代理人として代理権を証明した委任書面を本法人に提出することにより、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議事項を含む次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第17条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 18 条 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会にて議長を選出する。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に置く。

(社員総会規則)

第 21 条 社員総会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第 4 章 役員

(役員員数など)

第 22 条 本法人に、次の役員を置く。

理事 5 名以上 20 名以内

監事 1 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち、10 名以内で業務執行理事を選出することができる。
- 3 業務執行理事のうち、2 名以内を会長とし、3 名以内を副会長、3 名以内を常務理事とする。会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の代表者もしくはそれに準ずる者の中から選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、本法人の理事や使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超え

てはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 24 条 会長は、本法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くにいたった場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間の本法人と  
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会  
に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 30 条 本法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件  
に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控  
除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決定するものとして法令または本定款で定める事項の決定

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日より 5 日前までに各理事に対して発する。ただし、理事及び監事  
の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数で以って行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印、又は電子署名をする。

※根拠法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第九十条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

(理事会規則)

第 38 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 39 条 本法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第 40 条 基金の募集、割当て及び払い込みなどの手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 41 条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続き)

第 42 条 基金の抛出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又は支出することができ

る。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 本条第 1 項に定める書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で変更することができる。

(解散)

第47条 本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第48条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、公益法人法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会・事務局

(委員会)

第49条 本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者などの内から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第50条 本法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第51条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 11 章 補則

(最初の事業年度)

第 52 条 本法人の最初の事業年度は、本法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 53 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

設立時社員

- 1 住所 [REDACTED]  
氏名 一般財団法人 地域創造基金みやぎ  
代表理事 大滝精一
- 2 住所 [REDACTED]  
氏名 特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク  
理事長 佐久間仁一
- 3 住所 [REDACTED]  
氏名 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・commons  
代表理事 斎藤 義則
- 4 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇
- 5 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹
- 6 住所 [REDACTED] [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰
- 7 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 わかやま地元力応援基金  
代表理事 石橋 幸四郎
- 8 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団  
代表理事 下村 俊子
- 9 住所 [REDACTED]  
氏名 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま  
代表理事 石田 篤史
- 10 住所 [REDACTED]

氏名 公益財団法人 みらいファンド沖縄

代表理事 小阪 亘

(設立時の役員)

第 54 条 本法人の設立時の役員は、次の通りである。

設立時代表理事 深尾 昌峰

住所

設立時理事 鈴木 祐司

設立時理事 横田 能洋

設立時理事 木村 真樹

設立時理事 深尾 昌峰

設立時理事 有井 安仁

設立時理事 石原 達也

設立時理事 小阪 亘

設立時監事 川口 創

設立時監事 平尾 剛之

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第 55 条 会員の入退会及び権利義務等本定款に定めのない事項は、別途総会または理事会で定める会員規約及びその他諸規定、また一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国コミュニティ財団協会設立のため、設立時社員 公益財団法人京都地域創造基金 他 9 名の定款作成代理人 矢野孝一 は、本定款を作成し、これに署名押印する。

平成 26 年 4 月 8 日

設立時社員 一般財団法人 地域創造基金みやぎ

代表理事 大滝精一

設立時社員 特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク

理事長 佐久間仁一

設立時社員 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・commons

代表理事 斎藤 義則

設立時社員 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇

設立時社員 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹

設立時社員 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰

設立時社員 公益財団法人 わかやま地元力応援基金  
代表理事 石橋 幸四郎

設立時社員 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団  
代表理事 下村 俊子

設立時社員 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま  
代表理事 石田 篤史

設立時社員 公益財団法人 みらいファンド沖縄  
代表理事 小阪 亘

定款作成代理人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

附則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

平成26年 4月 8日 設立総会

平成26年 6月17日 認証

平成26年 6月17日 登記

この定款の変更は、平成28年6月23日から施行する。(平成28年6月23日総会承認)

この定款の変更は、令和2年7月31日から施行する。(令和2年7月30日総会承認)

この定款の変更は、令和2年11月12日から施行する。(令和2年11月12日総会承認)

この定款の変更は、令和3年6月29日から施行する。(令和3年6月29日総会承認)

この定款の変更は、令和4年8月29日から施行する。(令和4年8月29日総会承認)

この定款の変更は、令和5年8月1日から施行する。(令和5年6月28日総会承認)

この定款の変更は、令和7年8月18日から施行する。(令和7年8月18日総会承認)

## 定 款

### 公益財団法人みらいファンド沖縄

制定 平成22年4月9日

改正 平成22年11月17日

改正 平成23年5月12日

改正 令和7年1月24日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人みらいファンド沖縄と称し、英文では、Mirai Fund Okinawa Inc.Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県浦添市に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、沖縄における公益活動団体と、公益活動を支えたい企業、団体、個人等とを橋渡しするため、市民活動の社会的基盤の充実を図り、諸資源の循環をもたらすことで、地域のあらゆる主体が公益を担い、沖縄の未来を支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)公益活動を行う団体に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2)公益活動を行う団体に対し、助成、顕彰等を行う事業
- (3)公益活動を行う団体に対し、融資を行う事業。
- (4)公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業
- (5)前4号に掲げるもののほか、公益活動を行う団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (6)公益活動を行う団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業
- (7)公益活動に関する情報発信事業
- (8)公益活動に関する調査研究、情報収集
- (9)公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (10)その他前条の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者は、現金300万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定められたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日まで代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項により承認を受けた書類中第1項第1号から第3号までの書類のほか、以下の書類を、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、個人の住所に関する記載

を除き一般の閲覧等に供するものとするとともに、この定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 会計監査報告書
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を示した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第15条 当法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」と言う。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定

めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(4) 国立大学法人第2条第1項に規定する大学共同利用機関法人

(5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(6) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

## 第2節 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 役員の報酬等並びに費用に関する規程

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の帰属先の決定

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第21条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第23条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

(2)定款の変更

(3)基本財産の処分又は除外の承認

(4)その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第19条第1項の理事会において定めるものとし、第20条から前条までの規定は適用しない。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合におい

て、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(役員等)

第30条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上15名以内

監事 2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、4名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副代表理事、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副代表理事及び専務理事は各1名、常務理事は2名以内とする。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。  
(監事の職務権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。  
(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第36条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければ

ならない。

(責任の免除又は限定)

第38条 当法人は、役員的一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第34条の責任の一部免除及び責任限定契約の締結

(開催)

第41条 通常理事会は、毎年定期的に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事

が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第44条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において

定める理事会規則による。

## 第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第50条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第51条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第53条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第56条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める入会及び退会に関する規則によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 補則

(他の団体の意思決定に関与することができる財産について)

第59条 当法人が保有する株式等について、その株式等の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(1) 配当の受取

(2) 無償新株式

(3) 株主配当増資への応募

(4) 株主宛配付書類の受領

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第61条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及び認定法等の法令に従う。

附 則

- 1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。  
設立時評議員 今津新之助 稲垣純一 金城和光 田端温代 真喜屋光子 大城保
- 2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事並びには、次のとおりとする。  
設立時理事 小阪亘 平良斗星 照喜名通 宮里大八 倉岡大樹  
設立時代表理事 小阪亘  
設立時監事 中村聰 松本哲治
- 3 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

附 則 平成23年11月17日

- 1 この定款の変更は、公益認定を受けた後、登記等の手続きを経て施行する。
- 2 公益認定を受けたときは、第8条の規定にかかわらず、公益認定を受けた日の前日を事業年度の末日とし、公益認定を受けた日を事業年度の開始日とする。

附 則 平成23年5月12日

- 1 この定款の変更は、平成23年5月12日より施行する。

附 則 令和7年1月24日

- 1 この定款の変更は、令和7年1月24日より施行する。